

### 附属機関と補助機関について

	附 属 機 関	補 助 機 関
設置根拠	<p>地方自治法第 138 条の 4 第 3 項 「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をおくことができる」</p>	<p>地方自治法第 153 条第 1 項 「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。」 地方自治法第 154 条 「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」</p>
意 義	<p>附属機関の職務は「執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うこと」である。 (松本英明「新版逐条地方自治法第 5 次改訂版」)</p>	<p>地方公共団体の長は補助機関の職員の職務の執行につき積極的に命令する。 (松本英明「新版逐条地方自治法第 5 次改訂版」)</p>
効果等	<p>附属機関の委員は、執行機関(市長、教育委員会等)から独立した組織ではないが、条例で所掌事務を明確にすることで、是正措置・制度改善の勧告等について、子どもの権利擁護委員が執行機関の判断に左右されることなく、独自に決定することができる。</p>	<p>補助機関である職員は、執行機関(市長、教育委員会等)の指揮監督に服することになり、執行機関からの独立を確保できず、是正措置、制度改善の勧告等について、子どもの権利擁護委員が執行機関の判断に左右されることになり、独自に決定することができない。</p>
その他	<p>子どもの権利救済機関を設置している多くの自治体が附属機関を設置根拠としている。</p>	